

「はさまれ・巻き込まれ」事故の防止ポイント

1. 機械設備の安全性の向上

- 機械設備の作業手順を明確に定め、現場責任者を通じて作業員に周知し、徹底する。
- 機械設備の操作が正しく行われているか（誤った使い方をしていないか）、現場責任者による定期巡回を徹底する。
- 誤操作をしても安全な策が講じられている機械の導入を検討する。
- 自動送り装置など、危険な作業を自動化できないか検討する。

2. 安全対策の徹底

- 機械設備の安全点検の責任者を明確に定めて、責任の所在を明らかにする。
- 作業の開始前には、機械設備、安全装置および付帯設備を十分に点検する。
(点検漏れがないようチェックリストなどを活用)
- 機械設備の清掃・点検・修理等を行う場合には、必ず機械の運転を停止し、起動装置の施錠、表示板の設置等をしてから作業をする。
- 少なくとも1年以内ごとに1回は専門業者による定期点検を行い、その結果を記録・保存する。なお、異常があった場合には補修等の必要な措置を講じる。
- 洋書要所に注意喚起の掲示板、危険予知板を設置する。
- 機械設備に衣類が巻き込まれることのないよう、作業着の正しい着用を徹底する。
- トラブルに対する対策をあらかじめ講じておく。
(立入禁止エリアの設定、漏電遮断機・防護ネットなどの設置、安全帯の使用など)
- 喫煙場所をきちんと定め、くわえタバコ、タバコの投げ捨てを厳禁とする。

3. 作業環境の整備

- より安全で快適な環境で作業が行えるよう、作業場のレイアウトを見直す。
- 作業に不要なものは取り除き、通路を十分に確保する。
- 4S（整理、整頓、清潔、清掃）活動、職場巡回（安全パトロール）を徹底する。

4. 作業の適正化および安全教育の実施

- 作業主任者を通じて、正しい作業手順を作業員に周知し、徹底する。
- 雇い入れ時、作業内容の変更時など、作業員に対して十分に安全教育を行う。
また、危険・有害業務については特別な教育を行う。
- 消火器の取り扱いなど、非常時の訓練を怠らないようにする。
- 作業を中断させないよう作業中に突然声をかけたり、呼び出しをかけたりしないようにする。
- 作業前に皆でその作業の危険予知をする習慣をつける（KY活動）。
- 点検と確認を欠かさない（チェックシートの作成、定期的な確認、指差呼称の励行）。